

教育委員会定例会事項書

令和7年5月13日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 安 田 委 員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 議 題

- | | | | |
|-----|-----|--|-----|
| 議案第 | 4 号 | 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について | 公開 |
| 議案第 | 5 号 | 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について | 非公開 |
| 議案第 | 6 号 | 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について | 非公開 |

4 報 告 題

- | | | | |
|----|---|--|----|
| 報告 | 1 | 令和8年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学選抜実施要項について | 公開 |
| 報告 | 2 | 令和7年度第1回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について | 公開 |
| 報告 | 3 | 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について | 公開 |
| 報告 | 4 | 令和6年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について | 公開 |
| 報告 | 5 | 令和7年度第75回三重県高等学校総合体育大会の開催について | 公開 |

5 閉 会 宣 言

前 回 定 例 会 の 審 議 結 果

1 日 時

令和7年4月17日（木）

開 会 9時30分

閉 会 10時08分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、富樫委員、安田委員、横山委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第1号 令和7年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

議案第2号 三重県社会教育委員の辞任及び委嘱について

議案第3号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和7年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の
概要について

報告2 令和7年度県立みえ四葉ヶ咲中学校について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第4号

令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検
及び評価（事業マネジメントシート）について

令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）について、別紙のとおり提案する。

令和7年5月13日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（事業マネジメントシート）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第19号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年度教育に関する事務の管理及び
執行の状況にかかる点検及び評価について

令和7年5月13日

令和6年度事業マネジメントシート（施策）

＜教育委員会主担当施策＞

施策14-1	未来の礎となる力の育成	1
施策14-2	未来を創造し社会の担い手となる力の育成	6
施策14-3	特別支援教育の推進	11
施策14-4	いじめや暴力のない学びの場づくり	14
施策14-5	誰もが安心して学べる教育の推進	18
施策14-6	学びを支える教育環境の整備	22

＜他部局主担当施策＞

○防災対策部

施策1-2	地域防災力の向上	27
-------	----------	----

○環境生活部

施策12-1	人権が尊重される社会づくり	31
施策16-1	文化と生涯学習の振興	41

○子ども・福祉部

施策15-1	子どもが豊かに育つ環境づくり	34
施策15-2	幼児教育・保育の充実	38

上記のうち、他部局主担当分については、教育委員会所管部分に下線を記しています。

施策 14-1 未来の礎となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	「確かな学力」を育むための若手教員等に向けた授業力向上の取組や、「豊かな心」を育むための自己肯定感を涵養する授業づくり・学校づくりに向けた研修の支援、「健やかな身体」を育むための子どもたちの運動機会確保に向けた取組等を進めました。これらの取組を通じて、2つのKPIはわずかに目標に達しなかったものの、自己肯定感に関する指標は目標を達成しており、これからの時代を生きていくための基礎となる力の育成がおおむね順調に進みました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 確かな学力の育成

- ・令和6年度全国学力・学習状況調査結果をふまえ、市町教育委員会が年度当初に作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、市町や学校が注力した取組を市町とともに検証し、取組内容について定期的に協議を行いました。
- ・若手教員等が多く在籍する市町や学校の中からモデル校(4市町16校)を指定し、月2回程度授業力向上アドバイザーを派遣しました。授業力向上アドバイザーによる若手教員の授業への指導・助言や、モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を通じて若手教員等の授業力の向上を図りました。
- ・少人数指導の質的向上を図るため、推進校を79校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を行うとともに、推進校を14グループに分け、グループ別での提案授業や交流会を行いました。
- ・授業改善の取組が進むよう、県の指導主事が市町教育委員会の求めに応じて学校を訪問し、授業や校内研修会において指導・助言を行いました。
- ・CBTシステムでみえスタディ・チェックを実施するとともに、設問ごとに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は、学習内容を遡った問題の提供を通じて、児童生徒の学習内容の定着を図りました。
- ・少人数学級の取組について、本県独自の小学校1、2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級(下限25人)の取組を継続することで、令和6年5月1日現在、小学校1年生では90.6%、2年生では90.8%の学級が30人以下となり、中学校1年生では96.3%の学級が35人以下となりました。また、小学校3～5年生35人学級に加えて、国を先取りする形で小学校6年生を35人学級としました。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒が一人の人間として大切にされていると実感できるよう、法定・必修研修および選択研修において自己肯定感を涵養を図る指導・支援や、効果的な授業づくりなどに向けた研修を

実施しました。また、自己肯定感を涵養する授業づくり・学校づくりに向け、モデル校への校内研修の支援を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組みました。

- ・命を大切に作る心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等へ道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施しました。
- ・令和6年10月に発足した、家庭や学校、地域、企業などが読書活動の推進について連携し、協働する緩やかなネットワークである「本よもうねっとMIE」の会員数は400名を超え、企業会員によるブックドライブ(読み終えた本を団体や施設へ寄贈する)といった取組をコーディネートするなど、家庭、地域、学校、企業などが協働し、読書環境を整備する活動を推進しました。
- ・2市のモデル地域にて、児童生徒が本に親しむための学校図書館運営の工夫や、教科と連動した読書活動等を推進し、その成果を横展開しました。また、県立学校6校のモデル校が、地域や家庭、生徒等の意見をふまえて策定した計画に基づき、学校図書館のリニューアルを実施し、学校図書館の活性化を図りました。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、全国高等学校総合文化祭や近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣や作品出展の支援を行いました。また、10月にはみえ高文祭を開催しました。
- ・中学校文化部活動の地域連携・地域移行を推進するため、2市町で文化部活動の地域移行の実証事業を行うとともに、市町担当者を対象に会議を開催し、優良事例や課題を横展開しました。また、文化部活動指導員38人を配置し、教員の負担軽減及び生徒の技能向上を支援しました。

③ 健やかな身体の育成

- ・運動をする時間を自ら確保している子どもたちの割合はコロナ禍以前の水準に至っておらず、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加など、生活習慣に課題が見られることから、各学校において生活習慣の改善に向けて取り組むとともに、希望校へのアスリートの派遣やICTを効果的に活用した体育の授業実践、「1学校1運動」の取組等を進め、体力の向上に取り組みました。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校に部活動指導員を配置するとともに、高等学校に運動部活動サポーターを派遣しました。また、専門家によるリモート指導など、効率的で効果的な部活動運営を推進しました。
- ・中学校部活動の地域連携・地域移行を推進するため、合同部活動や拠点型部活動といった国の実証事業の対象とならない取組を行う市町に対する補助や、先進事例の紹介等により、地域移行に向けた課題の解決に取り組みました。また、指導力の向上を図るため、JSPO公認指導者資格を取得するための新たな講習会を実施しました。
- ・暑さ指数(WBGT)に基づき、生徒が自主的・自発的に熱中症事故防止に取り組むことを徹底するとともに、生徒・保護者に対し、各学校の取組方針等の共有を図ることや、各種大会において、時間の変更や開催方法の工夫などの運営の改善を助言するなど、熱中症事故防止に取り組みました。
- ・落雷事故防止については、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報等を確認するとともに、天候の急変などの場合は、計画の変更・中止をすること等を複数回周知しました。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進しました。12歳児の一人平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進めて、歯と口の健康づくりに取り組みました。むし歯予防のためのフッ化物洗口については、関係団体や市町と連携しながら取り組み、実施校が73校となりました。
- ・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭を学校に派遣しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると 思う子どもたちの割合						①	
—	小学生 78.9% 中学生 84.6%	小学生 79.6% 中学生 85.3%	小学生 80.3% 中学生 86.0%	小学生 101.2% 中学生 95.8%	小学生 81.0% 中学生 86.7%	小学生 81.7% 中学生 87.4%	b
小学生 78.2% 中学生 83.9%	小学生 77.6% 中学生 83.1%	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 81.3% 中学生 82.4%		—	—	

自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合						①②③	
—	小学生 76.8% 中学生 78.0%	小学生 77.6% 中学生 78.5%	小学生 78.4% 中学生 79.0%	小学生 105.1% 中学生 105.9%	小学生 79.2% 中学生 79.5%	小学生 80.0% 中学生 80.0%	a
小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 77.9% 中学生 79.7%	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 82.4% 中学生 83.7%	—	—	—	
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合						③	
—	小学生 39.2% 中学生 77.4%	小学生 40.4% 中学生 77.6%	小学生 41.6% 中学生 77.8%	小学生 93.3% 中学生 93.7%	小学生 42.8% 中学生 78.0%	小学生 44.1% 中学生 78.2%	b
小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 39.3% 中学生 75.9%	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 38.8% 中学生 72.9%	—	—	—	

3. 令和7年度の課題と取組方向
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 確かな学力の育成 ・各学校における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう、市町教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、市町や学校が注力する取組の取組状況について継続的かつ定期的に協議を行い、活性化を図ります。 ・若手教員等の授業力の一層の向上に向け、モデル校を30校程度指定し、授業力向上アドバイザーがモデル校を月1回程度訪問し、若手教員等の授業について指導・助言を行います。加えて、モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を引き続き実施し、学校の垣根を越えて学び合う仕組みの構築を図ります。 ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を70校程度指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を通じて指導体制や指導方法を工夫する授業実践の取組の活性化を図ります。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。

- ・児童生徒が学習内容を確実に身につけられるようにするため、CBTシステムで提供しているみえスタディ・チェック関連問題やワークシートの活用方法等を研修会等で発信し、活用を促進します。
- ・学習習慣の確立に向けて、モデル校を2校程度指定し、有識者の助言を得ながら総合的な学習の時間等において、学ぶ意義や学習方法、効果的な時間の使い方について学ぶ授業を実施します。加えて、モデル校の取組を県内に水平展開し、県全体の学習習慣の確立を図ります。
- ・少人数学級の実現について、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、小学校において、引き続き本県独自に1、2年生での30人学級(下限25人)を実施します。また、中学校において、本県独自の取組として新たに国を先取りして1年生での35人学級(下限撤廃)、2年生での35人学級(下限25人)を実施します。さらに、中学校全学年における35人学級の推進を国に対して要望します。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒の自己肯定感の涵養に向けて、職種やステージに応じて実践力を高める法定・悉皆研修を実施します。また、県内の好事例をふまえ、受講者同士で協議を深める研修を実施し、各校での実践につなげます。モデル校支援事業においては、学校単位であったモデル校を、中学校区、地域等、広域での支援もできるよう拡大し、効果的な授業づくりや学校づくりに向けた校内研修支援を進めることで、教職員の資質・能力の向上を図ります。
- ・命を大切にする心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各市町・学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、市町教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修に取り組みます。
- ・第五次三重県子ども読書活動推進計画「本よもうねっとプラン」に基づき、読書に関する取組を推進します。なかでも、子どもをはじめ多くの県民に読書のすばらしさを感じてもらえるよう、家庭や学校、地域、企業などが読書活動の推進について連携し、協働する緩やかなネットワークである「本よもうねっとMIE」を拡大することで、多様な主体による読書活動に関する環境づくりに向けた取組をより一層進めていきます。
- ・児童生徒が生涯にわたって自発的に読書する習慣を身に付けられるよう学校図書館活用アドバイザー派遣による助言・支援を行うとともに、その成果について小中学校図書館関係者を対象にした研修会で横展開します。また、限られた時間の中で少しでも読書に親しむことができるよう、県立学校の生徒たちが読んだ本のコメントをデータとして蓄積する「三重の高校生推し本データベース」の利用校の拡大を進めるとともに、県立図書館と連携し、県立学校で電子書籍が利活用できるよう整備します。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣の支援を行います。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。
- ・県内全域での中学校文化部活動の地域連携・地域移行を推進するため、国事業を活用し、文化部活動の地域移行の実証事業を行うとともに、市町を対象とした会議の開催や市町支援を通じて、地域連携・地域移行に向けた優良事例や課題を共有します。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減のため、文化部活動指導員の増員を進めていきます。

③ 健やかな身体の育成

- ・体育指導を充実させるための非常勤講師を配置する小学校を対象に研修会を開催するとともに、新たな体力向上の取組である「体力向上トライアル運動」を実施し、その成果・課題を県内で共有することで、1学校1運動の活性化を図ります。また、引き続き、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった生活習慣の課題改善や希望校へのアスリートの派遣、ICTを効果的に活用した体育の授業の取組等を進めます。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校へ部活動指導員を配置するとともに、高等学校へ運動部活動サポーターの派遣を進めます。
- ・中学校部活動の地域連携・地域移行を推進するため、合同部活動や拠点型部活動など、国の実証事業の対象とならない取組を行う市町に対し、指導者の配置等の支援をするほか、地域移行の課題解決に向けた取組を進めます。

- ・熱中症事故防止のため、引き続き、暑さ指数(WBGT)に基づいた対応を徹底するとともに、各学校における熱中症事故防止の好事例の共有を行います。さらに、児童生徒が適切な熱中症予防の行動がとれるよう、各学校の熱中症ガイドラインの徹底、自校の取組を保護者に発信、共有するなど、学校、生徒、保護者が一体となった取組を進めます。また、各種大会において、事故のない大会になるよう引き続き、運営の改善に取り組めます。
- ・落雷事故防止については、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報や雷ナウキャストを活用することを周知するとともに、危機管理マニュアル等を参照し、各学校において児童生徒が安全な行動をとれるように取り組めます。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「子どものメンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を引き続き推進します。12歳児の一人平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況にあることや、むし歯予防に取り組んでいる小学校の割合もコロナ禍前まで戻っていないことから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進め、歯と口の健康づくりに取り組めます。
- ・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、市町教育委員会と連携し、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めます。
- ・小中学校の食育において、体験的な学習、地域の生産者等による出前授業や、食品ロス削減に向けた取組等を引き続き進めます。また、学校給食における地場産物の使用実績や課題を市町教育委員会と情報共有するとともに、学校給食での使用に向けた課題等を事業者へのフィードバックし、改善を提案することにより、地場産物の利用増につなげていきます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	6年度	7年度
予算額等	699	756	792	937
概算人件費	52,753	52,369	53,404	—
(配置人員)	(5,928人)	(5,936人)	(5,886人)	—

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をととして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	新規事業のシチズンシップ教育やリーダー育成事業等の取組により、KPIの「国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数」は目標を上回りました。 目標に届かなかったその他のKPIについても、多くの項目で前年に比べ、目標値に近づいてきており、子どもたちが目標を持って学校内外のさまざまな活動に挑戦することを通して、豊かな未来を創っていく力が順調に育まれてきています。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会貢献活動や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」を活用するとともに、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進しました。
- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科及び総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等の専門人材11名を配置し、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行いました。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングに取り組むとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう実習機会の充実に取り組みました。

② グローカル教育の推進

- ・留学や海外研修、海外の学校との交流活動、探究活動の相互発表等を実施するとともに、web会議システム等を活用した海外の高校生とのディスカッション等を行いました。
- ・授業における生徒の英語での言語活動の実施割合が全国平均と比較して低いため、小中学生が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めることを目的として、教員の指導力向上を図る研修会や、効果的な授業例の共有を行いました。また、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業、小中学生が授業以外で英語によるコミュニケーションをとるイベントを実施しました。三重に愛着と誇りを持ち、英語で三重の魅力を発信できる力を育成するため、中学生が郷土の魅力を英語でペーパーにまとめ発表するコンテストを実施し、県内中学生2,191名が参加しました。
- ・地域企業と連携した郷土教育・キャリア教育について、県内の4市町で取組を進めるとともに、

実践校の研究発表会を令和7年1月に開催し、その成果を県内に普及しました。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・創造力や表現力、協働する力などの資質・能力を育成するため、令和7年度、熊野青藍高校で実施する探究プログラム「東紀州未来学」の研究・開発をはじめ、各校では生徒の実態等を踏まえ、STEAM学習や課題解決型学習等の探究的な学習に取り組みました。
- ・同じ分野に興味・関心を持つ学校の枠を越えて集まった生徒が、専門性の高い大学教授等による講座を受講する国際科学技術コンテスト強化講座(6分野7講座)を実施しました。また、普通科のモデル校(上野高校)で、分野を横断して学ぶ学際的な教育プログラムの実践研究に取り組みました。
- ・スーパーサイエンスハイスクール指定校(6校)の課題研究や、各校における探究的な活動の成果を共有し合う「みえ探究フォーラム」を2月に開催する予定でしたが、大雪のため中止とし、代替開催として、動画等の配信によるオンデマンド方式で実施しました。また、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を実施しました。
- ・医学、法曹、国際、建築の各分野に興味・関心を持つ高校生を集め、その分野で活躍する研究者や起業家等との交流、志を持つ生徒同士のディスカッションを通じて、生徒の可能性や能力を伸長する「志を持ち可能性に挑戦するリーダー育成事業」を実施しました。
- ・福祉教育の充実や福祉・介護の人材育成のため、国のマイスター・ハイスクール事業を福祉系高校4校で実施しました。福祉関係団体等と連携した専門的な学習に取り組むとともに、介護ロボットやICTを導入している福祉施設の見学に、4校の生徒が参加しました。
- ・職業学科の高校生が県内の企業を訪問し、先端技術の見学や体験、経営者の方からの講演、他校生とディスカッションを行う「未来のスペシャリスト育成プログラム」を実施しました。
- ・情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びに取り組むDXハイスクール事業を13校で実施しました。また、職業学科において、プログラミングやAI、ARなどデジタル技術を活用し、実社会の課題解決につながる学習プログラムの研究・開発に取り組みました。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、高校3校、中学校1校で生成AIの利活用に係る実証検証に取り組みました。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題の学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組みました。
- ・高校生に主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校(5校)において、有識者等の助言のもと実践的な学習に取り組み、それぞれの学校の実態に合わせた主権者教育のモデルプランを作成する取組を実施しました。
- ・学校生活における生徒の自発的・自治的な活動が活性化されるよう、学校を越えて生徒が集い議論するワークショップ「シチズンシップ教育推進プロジェクト」を実施しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 94.1% 中学生 94.8% 高校生 75.1%	小学生 95.5% 中学生 96.1% 高校生 77.1%	小学生 97.0% 中学生 97.4% 高校生 79.1%	小学生 93.8% 中学生 94.1% 高校生 92.9%	小学生 98.5% 中学生 98.7% 高校生 81.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	b
小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8%	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	小学生 91.0% 中学生 91.7% 高校生 73.5%		—	—	
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている 高校生の割合						①	
—	65.0%	73.8%	91.9%	89.6%	96.0%	100%	b
—	83.7%	82.8%	82.3%		—	—	
国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子 どもたちの人数						②	
—	中学生 850人 高校生 220人	中学生 1,040人 高校生 240人	中学生 1,230人 高校生 260人	中学生 178.1% 高校生 105.0%	中学生 2,200人 高校生 280人	中学生 2,250人 高校生 300人	a
中学生 684人 高校生 203人	中学生 1,321人 高校生 224人	中学生 898人 高校生 245人	中学生 2,191人 高校生 273人		—	—	
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合						③	
—	79.8%	80.8%	81.8%	97.1%	82.8%	83.8%	b
78.8%	76.9%	76.0%	79.4%		—	—	
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任 を果たそうと考える高校生の割合						④	
—	70.1%	72.5%	74.9%	93.1%	77.3%	79.7%	b
67.7%	65.0%	63.9%	69.7%		—	—	

3. 令和7年度の課題と取組方向
基本事業名
・令和7年度以降に残された課題と対応
① キャリア教育の推進
・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることができる「キャリア・パスポート」の活用を含め、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進します。

- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科および総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等を引き続き配置し、働くことや自己の適性への理解を深めることができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行います。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につけられるよう、キャリア学習支援員を活用したキャリア教育を推進します。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、実習機会の充実に取り組みます。
- ・進学希望者が多い普通科で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深める契機となるよう、県内企業の持つ技術やノウハウを体験できる企業展を開催するとともに、生徒が県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、企業を訪問する機会を拡充し、企業と連携した探究学習を推進します。

② グローカル教育の推進

- ・高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、企業等との協働も取り入れながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流等とおして生徒の国際的視野を広げるとともに、英語の授業等でAIを効果的に活用した授業モデルの構築や、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- ・小中学生の英語のコミュニケーション能力を育成するため、引き続き教員の指導力向上に係る研修会を開催し、効果的な授業例を共有します。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語でプレゼンテーションするコンテストや、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとる授業の充実を図ります。
- ・小中学校の児童生徒が、郷土への愛着や関心を持ち、自分の生き方や進路について主体的に考え、地域で活躍することを選択することができるよう、引き続き、モデル校による実証研究や成果の横展開を通じて、県内全体の郷土教育の推進を図ります。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習を推進します。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校の探究的な活動の成果を共有し合う「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を引き続き開催します。
- ・将来社会に出る生徒が、外国人労働者をはじめ価値観の異なる多様な人々と職場等で協働しリーダーシップを発揮できるよう、外国人労働者を雇用している県内企業や海外事業所を訪問し、そこで働く従業員から話を伺い、意見交換の場を持つことにより、多文化共生社会で活躍できる人材を育成します。
- ・デジタル等成長分野を支える人材を育成するため、DXハイスクール指定校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びを引き続き取り組みます。
- ・マイスター・ハイスクール事業の指定校である福祉系高校4校において、福祉関係団体等と連携した専門的な実習や学習活動を推進し、福祉教育の充実や福祉・介護の専門人材の育成に引き続き取り組みます。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高めます。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、引き続き公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の学校現場への提供や、指導計画の作成に係る指導・助言に取り組めます。
- ・高校生が平和の大切さや命の尊さを実感し継承していくため、有識者による戦争と平和に関する講演や大学生を交えた意見交換、紛争地域に暮らす同年代の海外の学生等との交流を通じて、平和について考えや理解を深めるワークショップの実施に向けて取り組めます。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校にて実践的な学習を推進し好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の充実に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	6年度	7年度
予算額等	1,417	2,381	741	816
概算人件費	24,339	23,732	23,772	—
(配置人員)	(2,735 人)	(2,690 人)	(2,620 人)	—

施策 14-3 特別支援教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	発達障がい支援等の専門性の向上を図る研修を目標数以上の教職員が受講するとともに、子どもたちが進路希望を実現するための就労支援に取り組むことで、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画につなげることができました。また、小中学校等と特別支援学校間での交流および共同学習を実施することで、障がいの有無に関わらず互いに理解し尊重し合う態度を身につけることができました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用を進めるとともに、高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、同ファイルの活用を進めました。また、高等学校での発達障がい支援員4名による巡回相談を実施しました。
- ・交流および共同学習を進め、副次的な籍については、10市町で実施しました。
- ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)に加えて、全日制課程の紀南高等学校においても、通級による指導を実施しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、特別支援教育に係る教職員の専門性向上を図る必要があることから、通級による指導を担当する教員等のニーズに応じた研修を実施しました。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めました。テレワーク支援員を配置し、ICTを活用した在宅就労など、新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めました。
- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣しました。また、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援を実施しました。
- ・県立特別支援学校ボッチャ大会をオンラインで開催しました。大会をとおして、スポーツに親しみ、他校の生徒と競技することで、交流を深めました。
- ・計画的な老朽化対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めています。盲学校および聾学校は、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、建築予定敷地の埋蔵文化財調査や木材調達を進めるとともに、建築工事を契約し、令和7年4月の着工に向けて取り組みを進めました。松阪あゆみ特別支援学校

については、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築のための実施設計を行いました。

・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、老朽化したスクールバスを1台更新し、さらに1台増車しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率						①②	
—	100%	100%	100%	100%	100%	100%	a
100%	100%	100%	100%		—	—	
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数						②	
—	600 回	700 回	800 回	112.5%	900 回	1,000 回	a
524 回	756 回	846 回	900 回		—	—	
通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)						①②	
—	30 人	60 人	110 人	164.7%	130 人	150 人	a
0 人	50 人	93 人	121 人		—	—	

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用をさらに進めます。高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、高等学校へのさらなる周知を行い、同ファイルの活用を進めます。また、教職員が適切な指導・支援ができるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を引き続き実施します。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町と協議し、導入市町のさらなる拡大を進めます。
- ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制1校(紀南高等学校)の通級による指導に加えて、全日制課程の白子高等学校においても、通級による指導を開始します。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけ、専門性を高める必要があることから、通級による指導を担当する教員を対象として専門家による年間を通じた研修を実施します。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めます。専門的な人材を活用し、テレワークや短時間就労など、多様で柔軟な働き方が可能な職場開拓を行います。多様な働き方支援員を配置し、福祉サービスを活用したテレワークや短時間就労を推進します。

- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣します。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援の拡充に向けて取り組みます。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、引き続き障がい者スポーツの取組を進めます。
- ・引き続き老朽化対策、安全対策及び施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めます。盲学校および聾学校は、城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、木材調達等を行いながら建築工事を行います。松阪あゆみ特別支援学校については、校舎増築工事を行います。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、各校の児童生徒数の増加をふまえ、スクールバスの増車に取り組みます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	6年度	7年度
予算額等	2,640	2,762	2,228	4,982
概算人件費	23,805	22,488	22,755	—
(配置人員)	(2,675 人)	(2,549 人)	(2,508 人)	—

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	弁護士によるいじめ予防授業等を通じた子どもたちのいじめ防止に向けた主体的な姿勢を育む取組や、いじめ対応情報管理システムの運用等の学校が把握したいじめに迅速・適確に対応するための取組を進めたことにより、子どもたちのいじめをなくそうと行動する意識や学校生活の安心感につながりました。KPIについては、2項目で目標値には至らなかったものの、高い水準を維持していることから、「おおむね順調」としました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、モデル校2校で、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業を実施しました。
- ・全ての公立小学校で教職員がいじめ予防授業を実施できるようにするため、弁護士による動画教材を作成しました。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「STOP！いじめ」ポータルサイトによる情報発信を行いました。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、小中高等学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を実施しました。
- ・インターネット上におけるいじめを防止するため、文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座を情報共有するなどして、各学校の情報モラル教育を推進しました。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめをなくす主体である意識を高めるため、いじめ防止をテーマとした動画コンテストを実施しました。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ正確な認知を進めるため、定期的に実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めました。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにもスクールカウンセラーを配置しました。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行いました。
- ・いじめを含む、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しました。「子どもSNS相談みえ」について

は、相談のニーズに応えるため、実施曜日や回線増などの拡充を行いました。 ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施しました。
③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進 ・県立学校長会議や各校の生徒指導担当者が集まる会議において、県内で発生したいじめの重大事態の調査結果に基づく再発防止策を共有し、各校での取組につなげました。 ・いじめの内容や対応状況等の情報を学校と市町教育委員会および県教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めました。
④ 教職員の資質向上と支援体制の充実 ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を実施しました。 ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言しました。 ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みました。 ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施しました。専門研修においては、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合						①	
—	60.0%	70.0%	94.0%	93.7%	97.0%	100%	b
—	88.2%	88.5%	88.1%		—	—	
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0%	小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5%	小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0%	小学生 96.6% 中学生 98.4% 高校生 94.8%	小学生 99.2% 中学生 99.5% 高校生 98.5%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	b
小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4%	小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0%	小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3%	小学生 95.1% 中学生 97.4% 高校生 92.0%		—	—	

いじめの認知件数に対して解消したものの割合						②③④	
—	100%	100%	100%		100%	100%	
94.9% (2年度)	92.1%	96.3%	未確定	未確定	—	—	未確定

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業実践の横展開を進めていきます。
- ・弁護士による出前授業に加え、三重弁護士会と連携して作成した動画教材を活用し、全ての公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。
- ・いじめ防止のポータルサイトで、応援メッセージや相談窓口等を紹介することで、いじめに悩む児童生徒に寄り添った支援を行います。また、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行います。
- ・子どもたちが怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないよう、県立学校の生徒指導担当教員等を対象としたアンガーマネジメントを含むソーシャルスキルに係る研修を行い、各学校での取組につなげます。また、取組事例を市町教育委員会にも共有します。
- ・県内の小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画コンテストを開催し、応募動画を「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・多様化・複雑化するいじめの問題から子どもたちを守り、不安や悩みを抱える際の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、子どもたちが安心して相談できる体制の充実を図ります。
- ・いじめをはじめとする、さまざまな悩みを抱える児童生徒が、相談・通報しやすいよう「子どもSNS相談みえ」やいじめ電話相談を引き続き実施します。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを引き続き実施します。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めていきます。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を作成し、それらの活用を通じて、教職員、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等が「子どもアドボカシー」の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境を整えます。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、引き続き弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、引き続き学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修を行います。特に初任者に対して、講義時間を拡大し、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施するとともに、専門研修において、児童生徒がさまざまなストレスからしなやかに回復する力を高める取組(レジリエンス教育)等、いじめを生まない学級づくりや未然防止について学ぶ研修の実施に向けて取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	6年度	7年度
予算額等	405	462	500	550
概算人件費	5,019	4,896	5,852	—
(配置人員)	(564 人)	(555 人)	(645人)	—

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	不登校児童生徒の個々の状況に応じ、学校内外の機関等を活用するなど、多様な支援を進めました。外国人児童生徒への日本語指導については、オンライン等を活用しながら充実を図ることができました。さらに、県立夜間中学設置に向けた取組により、社会的自立に向けた力をおおむね順調に育成することができました。また、子どもたちの安全・安心の確保に向けては、ヘルメットの着用促進など、生徒の主体的な取組を促進することができました。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校児童生徒の状況は一人ひとり異なることから、個々の状況に寄り添った多様な支援を行いました。
- ・教育支援体制を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充しました。
- ・多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援を引き続き行うとともに、訪問型支援や保護者支援に取り組みました。
- ・不登校の状況にある中高生等が他者や社会とつながるきっかけを得たり、自身の興味・関心をひろげたりするため、オンラインを活用した交流の場「オンラインの居場所」に取り組みました。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を県内8会場で引き続き実施しました。
- ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの整備に取り組みました。
- ・県立高等学校において、同時双方向の遠隔授業による学習支援を実施することで、不登校生徒の学習機会の確保に取り組みました。
- ・県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)について「学びの多様化学校」の指定を受けるとともに、その概要や特徴を各市町教育委員会担当者に周知し、設置検討が進むよう取り組みました。
- ・フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助することにより、子どもたちが学びを継続できるよう支援しました。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、県内全ての教育支援センター(22センター)にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、8地域9センターに重点的に配置し、支援体制を強化しました。また、訪問型支援を推進するため、不登校支

援アドバイザーを委嘱し、各教育支援センターに対して助言を行うとともに家庭訪問等を実施するなど多様な支援に取り組みました。

- ・有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉、医療の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を開催し、不登校児童生徒やその保護者に寄り添った支援や専門人材を活用した支援の在り方について意見をいただきました。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を県内17校で実践するとともに、継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムの作成に取り組みました。
- ・潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、スクリーニングの手法を活用した取組を、3市6校、1県立高等学校で実施し、必要な支援につなげました。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・散在地域等の小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、民間企業と連携してオンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を実施しました。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行うとともに、小中学校に巡回相談員を派遣して、日本語指導や適応指導、保護者への支援を行いました。
- ・高等学校では、入学後の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を推進するとともに、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行いました。また、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深めるセミナー(3校で、10月から12月に実施)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(年間2回、6月・12月実施)等を開催しました。
- ・令和7年4月の県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の開校に向け、7月から施設の改修工事を行ったほか、教員等を構成員とする開校準備委員会においてカリキュラムの検討を行うなど、必要な取組を進めました。また、引き続き夜間中学体験教室「まなみえ」を県内2ヶ所(津、四日市)で実施しました。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生の自転車乗車時のヘルメット着用推進と事故の未然防止に向けて交通法規を遵守する意識を高めるため、「三重県高校生バイシクルサミット」を開催し、ヘルメット着用を含めた交通安全について生徒同士が意見交換するとともに、各校での生徒の主体的な取組を促進しました。
- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、交通安全および防犯に関する知見を持つ学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行いました。
- ・公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組みました。
- ・学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みました。
- ・子どもの自死予防のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した教育相談体制の充実を図りました。また、子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どもの危機への対応方法について学ぶ動画教材の作成に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	未確定	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	未確定
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2% (暫定値)	未確定		—	—	
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合						①②	
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	a
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 82.4%	100% 高等学校 103.0%	—	—	
通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	100%	96.2%	100%	100%	b
95.1%	97.0%	97.4%	96.2%		—	—	

3. 令和7年度の課題と取組方向
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 不登校の状況にある児童生徒への支援 ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。 ・学校へ行くことはできるが教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の整備促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事情がある世帯に利用料の一部を補助します。 ・誰一人取り残さない教育の実現のため、「学びの多様化学校」の指定を受ける県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）を学びの多様化学校として運営するとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町の支援に向けて取り組みます。 ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターに

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。

- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを完成させ、県内各校に周知します。また、潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめ、県内各校に周知します。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・誰一人取り残さない教育の実施に際し、小中学校における日本語教育の質担保および充実を図る必要があります。今後も、オンラインを活用した日本語教育を引き続き実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援のさらなる拡充を進めます。また、各市町が実施する初期日本語指導・適応指導などの取組への支援や、巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を引き続き実施します。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及するとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。
- ・令和7年4月に開校した県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、円滑な学校運営に取り組みます。また、引き続き、四日市会場で夜間中学体験教室「まなみえ」を実施します。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・高校生が自転車乗車時のヘルメット着用や交通法規の遵守に対する意識を高めるために、効果的な取組について意見交換する「三重県高校生バイシクルサミット」の開催やヘルメット着用努力義務の校則への記載、教職員を対象とした交通安全講習会の実施などにより、各学校の実践につなげる取組を進めていきます。
- ・学校安全アドバイザーの助言のもと、実践地域の児童生徒が通学路の安全点検や安全マップづくりをしたり、高校生が小中学生に対し、交通安全および防犯に係る出前授業等を行うなどして、子どもたちが主体的に判断し、行動するための安全教育を推進します。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした交通安全講習会と、中学校教員を対象とした防犯講習会の実施に向けて取り組みます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組みます。
- ・子どもが不安や悩みを抱えたときに適切に他者にSOSを出す方法や、教職員や保護者が子どものサインに気づき、適切に対処するための動画教材を完成させ、令和7年夏頃を目途に各学校に提供して子どもの自死予防に取り組みます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	6年度	7年度
予算額等	223	101	544	186
概算人件費	14,683	14,318	15,288	—
(配置人員)	(1,650 人)	(1,623 人)	(1,685 人)	—

施策 14－6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	KPIのうち、地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合は目標を上回り、地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざした取組を進めることができました。また、課題の改善に向けた学校マネジメントの取組を行っている学校の割合も目標を大きく上回り、教員の悩みや不安感の解消につながる取組を進めることができました。学校問題解決支援員の配置、教員採用試験の受験者数の確保に向けた1次試験の免除や試験の早期化、教職のやりがい等の発信、教員養成を担う県内大学と連携した取組を進めることで、教職の魅力向上や働き方改革については一定の成果を得ることができました。また、子どもたちの安全、快適に学べる環境整備のための県立学校施設の計画的な老朽化対策等を着実に進めました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入・充実、地域学校協働活動推進員の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーター派遣や、各市町の取組・課題を協議する推進協議会等を開催しました。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入・充実に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動に対して支援しました。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、鈴鹿亀山、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀南の6地域で活性化協議会を開催し、各地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を行いました。鈴鹿亀山、伊賀、松阪の3地域では、中学生と保護者を対象とするアンケート調査を実施し、その結果もふまえて協議を進めました。
- ・令和7年4月の熊野青藍高等学校の開校に向けて、学校行事や学習の成果発表会の合同開催、部活動の合同実施等、2校舎が一体となった活動の準備を進めました。また、地域と連携しながら地域社会の課題解決をめざす探究活動「東紀州未来学」や、海外の高校生とのオンライン交流について研究・開発を進めました。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・管理職の若年齢化や経験不足等の課題に対応するため、2、3年目の管理職等を対象としたトップリダーマネジメント研修を新たに実施しました。新規採用者が意欲的に子どもたちと向き合えるよう、悩みや不安感の解消につながる研修を実施するとともに、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成しました。また、教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、課題改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を引き続き実施しました。
- ・教職員の服務規律の確保に向けて、「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」を開催し、不祥事根絶に向けた対応策を検討するとともに、体罰・不適切な言動に関する「懲戒処分の指針」の一部改正を行いました。さらに、児童生徒への性暴力等の根絶のため、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握し、自らの言動を振り返る機会を設けました。全ての教職員を対象に新たに作成した研修動画やリーフレットを活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、教職員のコンプライアンス意識の向上を図りました。しかしながら、教職員の不祥事が相次いで発生し、学校教員に対する県民の信頼を大きく損なう状況になっています。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置しました。教職員の長時間労働解消のため、スクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組みました。また、各学校における働き方改革の効果的な取組を他校にも広めました。さらに、令和5年に実施した「学校における教職員の業務の仕分け作業部会」における検討結果をふまえ、学校や教職員以外で担うことが可能な業務について、専門人材・地域人材を一層効果的に活用できるよう、好事例を市町教育委員会及び各学校に周知しました。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めました。
- ・教員採用試験の受験者数の確保に向けて、令和6年度実施の採用試験において、常勤講師等で前年度の1次試験合格者および正規教員経験者を対象とした1次試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施など、採用試験の見直しを行いました。また、教職に就く不安を解消するため、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者を対象に、県内外5ヵ所で「みえの未来の先生相談会」を開催しました。
- ・さらに、教職の魅力を発信するため、新たに教員採用に係る動画やパンフレットをリニューアルするとともに、SNS等を活用し、教員として求める人物像や教職のやりがい等を発信しました。加えて、大学生や高校生を対象とした教職ガイダンス等を行うとともに、教員養成を担う県内大学と連携し、定期的な意見交換や共同授業、教員を志す学生が現職教員とともに受講する研修等を実施することにより、教職のやりがいや魅力を感じられる機会の創出に取り組みしました。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・県立高等学校において、1人1台学習端末を活用して一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを推進するため、教科等における効果的な活用事例を提供したり、不登校生徒を対象とした遠隔授業で活用したりする等、様々な場面で活用が進むよう取り組みました。また、各校では、生徒・教員からの意見を参考にしながら、活用方法を工夫して取り組みました。
- ・GIGAスクール構想第2期として、県教育委員会と市町教育委員会とで、1人1台端末の共同調達に向けた「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を立ち上げ、共通仕様書を策定し、令和6年度分の共同調達を行いました。また、県内小中学校におけるICT活用の一層の推進を図るため、「三重県1人1台端末利活用方針」を作成しました。さらに、県内小中学校におけるICT活用の一層の推進を図るため、市町に対するアドバイザー派遣や、ICT教育に関する実践交流会等を開催しました。

④ 学校施設の整備

- ・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新、全ての県立高校の武道場への空調設備の導入など、施設・設備の機能の向上に取り組みしました。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など必要な整備が進められるよう、国に対して財政支援制度の拡充を要望するとともに、市町等の学校設置者に

対して国の財政支援制度等について情報提供や助言を行いました。

⑤ 私学教育の振興

・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(50校)に対して経常的経費等へ助成するとともに、円滑な学校運営に資するよう、情報提供や助言等を行いました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合						①	
—	小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	小学校 90.0% 中学校 85.0%	小学校 111.1% 中学校 117.6%	小学校 95.0% 中学校 92.5%	小学校 100% 中学校 100%	a
小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 75.4% 中学校 59.5%	小学校 81.2% 中学校 64.2%	小学校 100% 中学校 100%		—	—	
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合						②	
—	52.0%	54.0%	56.0%	92.9%	58.0%	60.0%	b
49.2%	51.2%	52.5%	52.0%		—	—	
リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合						②	
—	—	小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0%	小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0%	小学校 153.4% 中学校 151.4% 県立学校 150.3%	小学校 73.0% 中学校 76.0% 県立学校 59.0%	小学校 74.0% 中学校 77.0% 県立学校 60.0%	a
—	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3%	小学校 43.5% 中学校 39.4% 県立学校 40.0%	小学校 72.1% 中学校 75.7% 県立学校 58.6%		—	—	
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合						②	
—	59.0%	61.0%	63.0%	98.4%	65.0%	67.0%	b
—	43.1%	52.5%	62.0%		—	—	
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合						③	
—	82.4%	86.8%	91.2%	94.3%	95.6%	100%	b
77.9%	81.8%	83.6%	86.0%		—	—	

新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数						⑤	
—	95 件	100 件	105 件	111.4%	110 件	115 件	a
90 件	109 件	111 件	117 件		—	—	

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するため、今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入・充実、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組・課題を協議する推進協議会等の開催に取り組みます。
- ・今後も地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入・充実に向けた取組、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等に対して、引き続き支援を行います。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き各地域で活性化協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等をふまえ、地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。また、令和9年度以降を計画期間とする次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」の策定を見据え、これからの高等学校のあり方について検討を実施します。
- ・令和7年4月に開校した熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動の充実や開発した教育プログラムの本格実施に取り組みます。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上を図る研修を引き続き実施します。また、着任2、3年目の教員が、初任年に学んだ基礎・基本をもとに、様々な課題に対する具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感することができるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みます。
- ・2、3年目の管理職等を対象としたトップリーダーマネジメント研修などを実施し、時代や社会の変化に対応したマネジメント能力の向上を図ります。
- ・依然として教職員の不祥事や不適切な事務処理が相次ぐ中、教職員の服務規律の確保を徹底するため、県教育委員会や市町教育委員会を通じて注意喚起を粘り強く行います。また、児童生徒への性暴力等根絶のため、引き続き、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握し、自らの言動を振り返る機会を設けます。さらに、新たに研修動画を作成し、全ての教職員を対象に研修を行うなど、教職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置します。教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員、部活動指導員など専門人材・地域人材の配置・拡充に取り組みます。また、学校や教職員以外で担うことが可能な業務について、専門人材・地域人材の活用等による取組事例を収集し働き方改革の効果的な取組の学校への水平展開を図ります。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を引き続き進めていきます。また、生成AIを活用した教職員の業務改善の研究等を行い、働き方改革のさらなる推進を通じて教職の魅力向上につなげます。
- ・教員不足への対応として、教員採用試験の受験者数の確保に向けて、採用試験の見直しを進めます。また、潜在的な教員を確保するため、新たに移住フェアや転職イベントに出展し、三重県への移住希望者や転職希望者などに対して、教職の魅力のアピールします。さらに、「おしごと

広場みえ」等と連携し、県内外の大学生や県内高校生を対象とした就職ガイダンス等を行うとともに、教職課程以外に在籍する大学生等を対象に教員免許状取得のための説明会を開催します。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・学校の場所や規模に関わらず、全ての生徒が多様な学びを選択し、希望する進路を実現できるよう、今後はICTを活用して多様かつ専門性の高い教科・科目の授業等を配信していく予定です。令和7年度は先進自治体の取組についての調査・研究や、配信センターの新たな設置等、遠隔授業システムの構築に向けて取り組みます。
- ・1人1台端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、国の教育情報セキュリティの方針を参考にしながら、安全安心に端末を利用できる環境を整えつつ、各校の特色や生徒の実態に応じた効果的な活用を推進します。
- ・GIGAスクール構想第2期として、令和6年度に引き続き、県教育委員会と市町教育委員会で構成される「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、児童生徒1人1台端末の令和7年度分の更新を計画的に進めます。また、「三重県1人1台端末利活用方針」を分かりやすく広報するためのパンフレットを作成し、利活用の推進に取り組みます

④ 学校施設の整備

- ・引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など、施設・設備の機能の向上に取り組みます。また、熱中症対策の観点から、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の導入を進めます。
- ・公立小中学校施設の老朽化対策や非構造部材の耐震対策、バリアフリー化など施設整備の需要が増大しており、必要な整備が円滑に進められるよう、引き続き国に対する財政支援制度の拡充の要望や市町等の学校設置者に対する情報提供・助言を行います。また、体育館の空調整備について、国の臨時特例交付金等を活用した整備の加速化を働きかけていきます。

⑤ 私学教育の振興

- ・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、引き続き、若者の県内定着につながる特色ある取組や経常的経費等へ助成するとともに、円滑な学校運営に資するよう、情報提供や助言等を行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	6年度	7年度
予算額等	12,408	13,449	16,449	19,421
概算人件費	10,750	10,481	10,498	—
(配置人員)	(1,208人)	(1,188人)	(1,157人)	—

施策 1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	令和6年能登半島地震や奥能登豪雨の被災地支援を通じて得られたさまざまな気づきをふまえて、市町による避難所の環境改善を支援しました。また、津波避難施設等の整備や、避難訓練、災害ボランティア受入れ体制整備といった市町の取組を支援するとともに、防災アプリ「みえ防災ナビ」の公開などにより、避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進みました。 頻発する災害などの影響もあり、県民意識調査において、防災意識が高まったとする回答が 50.8%と大幅に増加し、防災情報を提供する県ホームページのアクセス数が目標を上回るなど、県民の皆さんの防災意識が高まりました。こういった状況も生かして、水害や地震をテーマにしたシンポジウムの開催、みえ防災・減災センターにおける防災人材の育成や、学校におけるさまざまな防災教育を実施することにより、日ごろからの災害への備えを促進しました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・防災意識の向上と日ごろからの災害への備えを促進するため、地震体験車による啓発(439回)や大型商業施設における防災啓発イベント(2回)を実施しました。
- ・線状降水帯による被害が各地で発生していることをふまえ、県民の皆さんの風水害に対する理解を促進するシンポジウムを6月に開催したほか、11月には昭和東南海地震から 80 年の節目を迎えることをふまえ、過去の地震被害の教訓を未来に継承するシンポジウムを開催しました。
- ・防災人材を確保するため、「みえ防災コーディネーター」の育成に取り組むとともに、優先応募枠修了者に地域で積極的に活躍していただくため、相談等の支援や好事例の水平展開に取り組んでいます。また、自主防災組織の活性化を図るため、交流会の開催や研修内容の充実に取り組んでいます。
- ・若年層の防災意識の向上を図るため、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催し、41名の若者が講座を修了しました。また、養成したサポーターによる地域での活動を促進するため、県内各地の防災活動への参画等を支援しました。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・南海トラフ地震の発生に備えるため、令和6年能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきや、新たに設置した防災分野の有識者など 13 名で構成する「三重県南海トラフ地震対策検

討会議」での意見をふまえ、南海トラフ地震被害想定の見直しを進めるとともに、津波災害警戒区域の指定に向けた取組を進めました。

- ・県民の皆さんが外出先においても津波等の地震被害や風水害から避難できるための情報を迅速に収集できるよう、三重県独自の防災アプリ「みえ防災ナビ」を令和6年11月に公開しました（令和7年3月末のダウンロード86,155件）。
- ・能登半島地震における気づきもふまえ、市町に対して避難所の環境改善のための資機材整備等に係る財政支援を行いました。また、避難所における非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備についても支援を行いました。
- ・令和6年能登半島地震の避難所運営支援活動を通じて得られた気づきもふまえ、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、市町へ周知しました。
- ・住宅の倒壊から県民の皆さんの命を守るため、市町による耐震シェルター設置助成制度に対して財政支援を開始しました。
- ・津波から県民の皆さんの命を守るため、津波避難タワー等、市町による津波避難施設等の整備に対して財政支援を行い、令和6年度には、志摩市に3基の津波避難タワーが完成しました。
- ・津波や風水害からの避難の実効性を高めるため、市町等の要請に応じて県防災技術指導員を派遣し（164回）、地区防災計画の作成や避難訓練等の支援を行いました。また、個別避難計画の作成など、市町が実施する避難行動要支援者の避難対策の取組を支援しました。
- ・令和6年8月に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際、直ちに災害対策本部を設置し、情報収集や県民への呼び掛けを行うとともに、市町やライフライン機関と対応の振り返りを行い、より適切な対応ができるよう、地域防災計画や各種マニュアルを修正しました。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・みえ災害ボランティア支援センター（MVSC）に参画するとともに、各支援主体（NPO、ボランティア団体、企業等）が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組みました。（防災訓練参加：3回、研修会実施：3回）
- ・能登半島地震及び9月の奥能登豪雨では、ボランティア団体やNPO等による長期的な支援が必要であったことから、MVSCにおいて、被災地の状況や支援ニーズ等の情報収集や情報発信を行うとともに、県内の個人ボランティアやNPO等の活動に対する助成等に取り組みました。

④ 学校における防災教育の推進

- ・令和6年8月下旬から9月下旬にかけて、子どもたちの防災学習を効果的に推進するため、県立学校24校を対象に意見交換を実施しました。
- ・令和6年7月下旬から8月下旬にかけて、県内4か所で教職員のための学校防災リーダー研修を実施し、592名が参加しました。また、県内の学校に対し、学校防災アドバイザーの派遣等防災教育推進支援事業を237学校で506プログラム実施しました。
- ・能登半島地震の被災地に県内の高校生を派遣するための事前学習会を熊野市で令和6年7月30日から31日にかけて実施しました。11月2日から4日にかけて34名の高校生を石川県輪島市に派遣しました。
- ・令和6年5月9日に能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員3名による報告会を開催し、80名が参加しました。また、令和6年7月下旬から8月下旬にかけて、県内4か所で開催した学校防災リーダー研修会の参加者592名に対し、派遣隊員8名による報告会を開催しました。また、能登半島地震に派遣された隊員の経験や知見をまとめた「能登半島地震支援 三重県災害時学校支援チーム報告書」を令和6年10月4日に作成し、その報告書を基に市町教育委員会と令和6年11月中旬から令和7年1月初旬にかけて意見交換を行いました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数						②	
—	6 市町	12 市町	18 市町	100%	24 市町	29 市町	a
—	6 市町	12 市町	18 市町		—	—	
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数						①②	
—	3, 247 千件	3, 279 千件	3, 311 千件	204. 0%	3, 343 千件	3, 375 千件	a
3, 215 千件	2, 845 千件	4, 563 千件	6, 754 千件		—	—	
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取り組んだ市町数						②	
—	4 市町	8 市町	12 市町	100%	16 市町	19 市町	a
—	6 市町	10 市町	12 市町		—	—	
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合						④	
二	85. 0%	100%	100%	92. 5%	100%	100%	b
75. 0%	83. 6%	88. 9%	92. 5%		—	—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 災害に強い地域づくり ・能登半島地震や奥能登豪雨の発生、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の初めての発表があった中、県民の皆さんの防災意識を高め、自助・共助の取組を促進するため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、シンポジウムの開催などによる普及啓発活動の充実に取り組めます。 ・「みえ防災・減災センター」と連携し、能登半島地震や奥能登豪雨の支援活動を通じて得た気づきをふまえ、自主防災組織のリーダーなどを対象とした研修に避難所運営の実践的な内容を盛り込み、避難所運営ができる地域人材を育成します。 ・県内の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざして、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、「みえ学生啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、サポーターが地域で行う防災活動に対して支援します。 ② 災害から命を守る適切な避難の促進 ・「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、新たな南海トラフ地震被害想定を作成するとともに、津波災害警戒区域を指定する取組を推進します。 ・県民の適切な避難行動を促進するため、防災アプリ「みえ防災ナビ」を運用し、防災気象情報や避難所情報等の必要な情報を発信するとともに、アプリの普及促進を図ります。また、目が見えない、見えにくい方に対して防災情報が届けられる仕組みを導入します。 ・能登半島地震や奥能登豪雨で明らかになった課題の解決に向け、新たに「いのちを守る防災・減災総合補助金」を創設し、市町が策定した計画に基づく避難所の環境改善や孤立地域対策

の取組について強力に支援していきます。また、新たに避難所運営の課題を解決するために市町への専門家派遣を行います。

- ・地震や津波から県民の皆さんの命を守るため、市町による耐震シェルター設置助成制度の取組や津波避難タワー等、市町による津波避難施設等の整備の取組について引き続き支援します。津波避難施設等の整備については、新たに既存の施設の老朽化対策への支援も開始します。
- ・夜間時の地震発生など昼間より避難が困難な状況においても適切に避難できる地域づくりを進めるため、県防災技術指導員を派遣し、避難訓練など市町による夜間避難対策の取組を支援します。また、引き続き、市町が実施する避難行動要支援者の避難対策について支援します。
- ・南海トラフ臨時情報への対応については、第3回1万人アンケートで「名称は知っているが、具体的な内容は知らない」の割合が58.8%、「臨時情報を受け、どのような行動を取るべきなのかわかりづらかった」が40.8%という結果が出ており、県民へ正しい情報を伝えることが課題となっています。平時からの臨時情報の周知・広報や、臨時情報が発表された際の呼びかけについて、国が示す考え方をふまえて取り組んでいきます。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、行政、社会福祉協議会、NPO 等が発災時に協働して円滑に支援活動ができるよう、連携強化に向けた研修会等を開催し、市町における災害ボランティアの受入れ体制の整備を支援するとともに、MVSCと全国域で活動する災害支援NPOとの連携強化を図り、MVSCのコーディネート機能強化に取り組めます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組めます。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度
予算額等	215	296	507	1,019
概算人件費	142	221	227	—
(配置人員)	(16人)	(25人)	(25人)	—

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	さまざまな主体と連携した人権啓発イベントの実施や人権講座の開催等により、目標を達成しました。 相談体制については、引き続き弁護士や臨床心理士をアドバイザーとして配置し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「差別解消条例」という)に基づき、さまざまな相談に対し状況に応じた的確に対応しました。また、相談員の資質向上を図るため研修を実施するなど相談体制の充実を進めました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや人権啓発の施策を推進しました。
- ・県人権センターでの展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しました。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣(29回)するなど、地域での取組の促進を図りました。
- ・県人権センターの常設展示室の展示内容の見直しのため、有識者で構成される検討委員会を開催し、常設展示室リニューアル基本方針を策定しました。

② 人権教育の推進

- ・教育公務員による部落差別事案の発生を受け、全教職員を対象に部落問題に関する研修に取り組みました。具体的には、7月から9月にかけて、全教職員を対象に「部落問題認識を深めるためのオンデマンド研修」、「部落問題に関する法や条例の趣旨、内容を確認し、部落問題についての認識を深めるための研修用リーフレットの作成・配付」、「研修用リーフレットに基づいた校内研修」を実施しました。
- ・子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会として「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育みました。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組

む人権教育の実践研究を行いました。

・改定した「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、改定内容を周知するとともに、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を示した「人権教育ガイドライン」を作成しました。

③ 人権擁護の推進

・人権相談においては、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組みました。

・多様化、複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、引き続きアドバイザー（弁護士・臨床心理士）を配置しました。また、相談員の資質向上を図るため研修を実施しました。

・差別解消条例に基づき、相談体制を運用し、人権相談に対して、助言、調査、関係者間の調整など必要な対応を行いました。

・インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しました。また、SNSで、ネット利用者に直接働きかける広告を実施し、差別的な書き込みの未然防止に向けた取組を実施しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数							①
—	40,400人	41,800人	43,200人	102.3%	44,600人	46,000人	a
39,312人	38,754人	45,920人	44,195人		—	—	
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合							②
二	89.5%	92.1%	94.7%	99.3%	97.3%	100%	b
86.9%	93.1%	94.1%	94.0%		—	—	
人権に係る相談体制の充実に向けた取組							③
—	相談体制 の充実に 向けた検 討	相談体制 の充実	相談体制の 充実	達成	相談体制 の充実	相談体制 の充実	a
相談体制 の確保	相談体制 の構築	相談体制 の充実	相談体制の 充実		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

・人権施策基本方針に掲げためざす姿の実現に向け、行動プランに基づいた人権施策を着実に推進していく必要があります。

・県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、テレビ・ラジオでのスポット放送や人権問題について理解を促す講演会を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組みます。

- ・SNSの普及に伴い、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題となっていることからSNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、啓発動画作品を募集し、SNS等に掲載することで、効果的な啓発に取り組みます。
- ・学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえよう、社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣します。
- ・県人権センターについては、老朽化に伴う施設の改修を行うとともに、見学者に人権問題について分かりやすく学んでもらえよう、常設展示室リニューアル基本方針に基づき、具体的な展示内容を決定します。

② 人権教育の推進

- ・令和6年度に全教職員を対象に実施した研修の結果から、教職員の部落問題に関する認識の深化や、対話を位置づけた研修の継続実施の必要性等が課題として見えてきたことを受け、人権問題に関する認識を深める校内研修をすべての公立学校で実施します。また、部落問題に関わる学習の進め方や、子ども理解に必要な視点、学級集団づくりの手法等、教育内容に関する校内研修の活性化を図るため、集合研修で活用できる動画等の研修資料を作成します。
- ・子どもたちの自尊感情や人権尊重の主体者意識を高めるため、子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進します。
- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会をつくり、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催します。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。また、個別的な人権問題について、子どもたちがさまざまな場面で理解と関心を深められるよう、さまざまな教科領域での学習方法等を紹介する「個別的な人権問題に関する学習促進資料」を作成します。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、「人権教育ガイドライン」(令和6年度作成)の内容をもとに、自らの権利について学ぶ取組の必要性や、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、差別解消条例に基づく対応を円滑かつ迅速に実施できるよう、相談員の資質向上を図るとともに、相談体制や紛争解決体制を適切に運用する必要があります。
- ・引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置します。また、相談機関の相談員を対象とした研修等を実施するとともに、相談方法の拡充を図るため、幅広く人権相談を受けられるよう、SNSによる人権相談窓口を開設しています。
- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書込みの未然防止について、テレビCM等により幅広く周知・啓発します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度
予算額等	510	509	737	751
概算人件費	694	688	699	—
(配置人員)	(78人)	(78人)	(77人)	—

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー*、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充が図られるよう、市町への補助を実施したことに加えて、企業や団体等の参加を得て子どもたちに体験機会を提供したほか、子どもの居場所の拡大に取り組むなどにより、めざす姿の実現に向けた取組が着実に進んでいます。また、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、ヤングケアラーについて理解を深めるための子ども向けリーフレットの作成、ひとり親家庭向けの学習支援、発達障がいに関する連続講座の開催などに取り組んだ結果、地域における支援体制の構築が進んでいます。
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、地域の民間団体や企業等が複数で連携して各種のイベント等を開催し、地域の特性を活かした取組を継続できるよう支援する「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」を創設するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク*」の会員企業等において「オシゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座)」を18回実施しました。また、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、インターネットの適正利用に関する出前講座を39回実施しました。
- ・令和5年度に実施した「三重県子ども条例」に基づく調査結果や、国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、「三重県子ども条例」を改正、および「ありのままみえっこプラン」(都道府県こども計画)を策定しました。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、多胎児家庭への家事支援事業や、子どもの居場所づくり等の57事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的に、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育休取得に関する職場でのエピソードを募集・表彰する「パパ育休のススメ 職場のエピソード大賞」を開催し、優良事例をまとめたヒント集を作成・配布するとともに、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした、男性の育児休業推進を目的とした座談会(2回)を開催し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めました。
- ・子どもや子育て家庭を取り巻く環境変化や課題を分析した上で、今後の家庭教育応援の方向性を示すため、「みえ家庭教育応援プラン」を「みえ家庭教育応援方針」として改定しました。
- ・子どもを持つ親同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの

親スマイルワーク」を 16 回開催するとともに、「みえの親スマイルワーク養成講座」、「家庭教育
応援連携会議(市町担当者会議)」において、ファシリテーターの養成を行うことで、子育て中の
保護者同士がつながりを促す機会の提供や人材の育成に取り組みました。

- ・家庭教育の分野で活動している方にコラム形式で執筆してもらい、保護者が子育てのヒントな
どを学べる家庭教育応援Web講座を新たに 24 講座追加し、保護者の負担感・不安感の軽減
を図りました。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣(14 件)や勉強会の開催(全7回)、インター
ンシップ研修(1件)を実施するとともに、子ども食堂や学習支援教室等への運営支援(84件)を
行いました。
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、母子父子寡婦福祉資金(修学資金(38 件)や就学支度
資金(43 件)等)の新規貸付を行いました。また、三重県母子・父子福祉センターにおいて、弁護
士等による相談支援や、就業に向けた高等職業訓練促進給付金の支給等を行いました。
- ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの学習支援を実施する市町(7市町)へ補助を行
いました。また、生活困窮家庭に対して、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等(41 人)
に取り組みました。
- ・「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」および「第二期三重県子どもの貧困対策計画」
の計画期間が最終年度を迎えたことから、計画検討会議等における有識者の意見や、本県の
状況とひとり親家庭や子どもを取り巻く環境変化をふまえ、次期計画を策定しました。
- ・ヤングケアラーの認知度向上に向けて、学校・医療・福祉等の関係者を対象とした出前講座(10
回、265 名参加)を実施したほか、子ども自身がヤングケアラーについて理解し、周囲の大人へ
の相談を促すための子ども向けリーフレットを作成して、県内の小学校5・6年生、中学生に配布
しました。
- ・ヤングケアラー支援の強化に向けて、関係機関職員を対象とした研修(7回)を実施したほか、ヤ
ングケアラーがいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を行いました。
- ・ヤングケアラーの支援体制の強化に向けて、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、関係機
関からの情報集約や相談に対する支援・助言および他の機関へのつなぎ等を行いました。
- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金を 26,229 人、奨学給付金を
3,730 人に支給するとともに、修学奨学金の貸与を 281 人に行いました。就学支援金や奨学
給付金については、家計急変世帯を支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、
低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みました。
- ・市町が必要な就学援助を確実に行うことができるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町
の実状に応じた工夫等の情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町の就学援助
制度の円滑な実施に向けた働きかけを行いました。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等(31 法人)
に対する助成や就学支援金(10,490 人)および奨学給付金(1,485 人)の支給等により、保護
者等の経済的負担の軽減を図りました。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターでは、県における障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・
福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図っており、身近な地域での発達障がいへ
の支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員等を対象と
した発達障がいの専門人材の育成など、ネットワークの構築に取り組みました。
- ・初診予約方法について、電子申請を基本とした受付に変更し 24 時間申込可能とするとともに、
予約期間を3か月毎とし、受診者をセンターの調整会議で決定するなど、医療がより必要な方
がより早く受診できるよう改善を行いました。
- ・途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLM
と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)						①	
—	163 企業・団体	200 企業・団体	210 企業・団体	257.1%	236 企業・団体	251 企業・団体	a
153 企業・団体	190 企業・団体	203 企業・団体	221 企業・団体		—	—	
子どもの居場所数						③	
—	90 か所	105 か所	240 か所	99.2%	295 か所	350 か所	b
78 か所	135 か所	181 か所	238 か所		—	—	
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)						④	
—	177 人	328 人	350 人	329.0%	511 人	607 人	a
127 人	228 人	319 人	421 人		—	—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 子どもの育ちを支える地域社会づくり ・「三重県子ども条例」の改正内容に基づき、子どもの安全・安心の確保や子どもの育ちへの支援などの取組を子どもの参画のもと推進する体制を整備するとともに、改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。 ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、「オシゴトチャレンジミエキッズ」や「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」による支援を通じて、子どもの学びや体験の機会を提供し、子どもの育ちを支援します。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。 ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、引き続き補助を行いつつ、効果的な取組が他の市町にも広がるよう支援することにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。 ② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進 ・上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育児休業取得率(令和6年度発表値32.7%)は女性と比べて低い状況です。令和5年度の県民1万人アンケートでは、男性の家事・育児参画を推進するためには、企業等における働き方や職場の理解が重要だとする意見が6割以上あることから、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成を図ります。また、「ワンオペ育児」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上に取り組めます。 ・子育てに不安を抱える保護者の悩みが軽減されるよう、保護者が参加する「みえの親スマイルワーク」の進行を担える人材を養成するとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援を行います。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する子どもの居場所の活動に沿った人材育成の充実等を図るとともに、中高生世代の居場所づくりが広がるよう取り組むことにより、さまざまな子どもの居場所のニーズに対応していきます。また、新たに学校に代わる居場所づくり支援として、フリースクール等への運営補助を行います。
- ・ひとり親家庭等の自立に向けては、親の経済的安定が必要であることから、引き続き、母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら貸付を行うとともに、三重県母子・父子福祉センターにおいて、専門家による相談支援や就業の支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の子どもの学習機会を確保し、健全な育成を図ることによって「貧困の連鎖」を解消するため、学習支援ボランティア事業を実施する市町への補助を行うとともに、生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。
- ・新たに策定した「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」に基づき、教育・生活・就業等の支援や経済的支援によって子どもの貧困を解消し、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします。
- ・ヤングケアラーへの支援を進めていくためには、周囲の大人や子ども自身が理解を深めて、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要であるため、引き続き、支援ハンドブックを活用した出前講座や子ども向けリーフレットを活用した周知啓発を行います。
- ・ヤングケアラーについては、本人や保護者等の複雑な心情等にも配慮しながら支援を行う必要があることから、関係機関職員の理解を深めるための研修を実施します。また、ヤングケアラーがいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助を行います。
- ・ヤングケアラーへの支援は、福祉・介護・障がい・教育等のさまざまな機関が連携して行う必要があることから、コーディネーターによる関係機関同士のつながりを行うとともに、学校と市町等が共に使用することで、発見から支援へのつながりを円滑にするためのアセスメントシートを作成して活用を促します。また、高校生世代から30歳までの若者の実態を把握するためのアンケート調査を行い、広域的な支援体制構築に向けた検討を進めます。
- ・公立高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与を行います。また、いわゆる高等学校の授業料無償化にかかる令和7年度先行措置として、就学支援金の所得制限により不支給判定となった生徒等に対して授業料相当の支給を行います。奨学給付金については、引き続き家計急変世帯を支援対象とし、奨学給付金の給付額を増額することにより、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みます。また、高等学校等専攻科の生徒に対しての支援対象を拡充します。
- ・市町が必要な就学援助を確実に行うことができるようにするため、引き続き、国へ要望していくとともに、県内各市町の就学援助制度の円滑な実施に向けて、各市町の取組等の情報収集や各種会議における共有を図ります。
- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給を行います。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおける途切れない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度
予算額等	14,420	15,448	14,867	16,505
概算人件費	1,673	1,650	1,751	
(配置人員)	(188人)	(187人)	(193人)	

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用し、受講の機会や定員を増やして取り組んだ結果、おおむね目標どおりの修了者数となり、幼児教育・保育の質の向上に向けた取組が進んでいます。 一方、「三重県保育所・保育士支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信、放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の処遇改善への支援などに取り組んだものの、待機児童発生率の主な要因である保育士や放課後児童支援員の不足が続いていることから、待機児童解消には至っておらず、課題が残っています。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・新たな保育人材の確保に向けて、修学資金貸付の内容を拡充して貸付(新規 45 人、継続 39 人)を行うとともに、保育の魅力について広く情報発信を行いました。
- ・保育士等の業務負担を軽減し、離職防止を図るため、保育を行う上で特に配慮が必要な児童の受入れや低年齢児保育の充実のために年度当初からの保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援しました。また、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣(17 園延べ 45 回)し、専門的な見地から保育士等に対して相談支援を行いました。
- ・潜在保育士の保育現場への復帰に向けて、「三重県保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士を対象とした就労相談(462 件※R7.1 現在。令和6年度の数値は4月中に確定)や研修(5回、29 人受講)を実施したほか、保育士就職支援準備金貸付制度の紹介、保育現場の見学や職場体験などの情報提供を行いました。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を目的に、保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施(2,403 人修了)しました。また、新任保育士の就業継続支援研修(2回、163 人受講)や保育所の管理者・経営者を対象とした職場環境改善のためのマネジメント研修(2回、119 人受講)を実施しました。加えて、保育士等を対象とした不適切保育の防止のための研修を実施(2回、79 人受講)しました。
- ・令和5年9月に設立された、みえ自然保育協議会に参画し、市町や関係団体等と連携しながら、自然保育の魅力発信等に取り組みました。また、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人の支援を行いました。
- ・「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画期間が最終年度を迎えたことから、「三重県子ども・子育て会議」等において、これまでの取組状況や残された課題等を検証し、有識者から

の意見もふまえて、次期計画を策定しました。 ・県内の幼児教育の質の向上および幼保小接続について、地域の実情に応じた取組を一層推進するため、市町と連携した研修会等に幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを派遣しました。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、生活習慣チェックシートを配布し、各施設等での活用を啓発しました。
② 放課後児童対策の推進 ・放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営の支援に加えて、放課後児童支援員に向けた認定資格研修(264 人修了)を実施するとともに、資質向上に向けた研修(101 人修了)を実施しました。 ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料の減免を行う市町に対する補助を拡充しました。 ・地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対して支援(17 市町)しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数						①	
—	0 人	0 人	0 人	R7.5 頃 判明	0 人	0 人	d
64 人	103 人	108 人	R7.5 頃判 明		—	—	
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)						①	
—	9,500 人	13,000 人	16,300 人	93.9%	18,800 人	21,300 人	b
8,221 人	11,384 人	13,740 人	16,143 人		—	—	
放課後児童クラブの待機児童数						②	
—	0 人	0 人	0 人	0 %	0 人	0 人	d
28 人	52 人	78 人	54 人		—	—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 幼児教育・保育サービスの充実 ・新たな保育人材の確保に向けて一人でも多くの方が保育所等に就労していただくよう、引き続き、修学資金の貸付や保育の仕事の魅力を発信します。また、保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、新たに実習生を受入れる保育所等の担当者等を対象とした研修を行います。 ・保育士等の離職防止に向けては働きやすい職場環境づくりが必要であることから、引き続き、年度当初からの保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援します。また、職場環境の改善を図るため、「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援を行います。 ・潜在保育士のさらなる復職支援に向けて、「三重県保育士・保育所支援センター」への登録者数の増加を促進し、登録者に対しての就労に向けた支援を強化することで、保育士に関する人材

バンクとしての機能強化を図ります。

- ・保育士等の資質向上および処遇改善を図るため、引き続き、オンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、就業継続に向けた研修や職場環境改善に向けた研修、不適切保育の防止のための研修を実施します。
- ・自然保育に取り組む保育所等が増えるよう、みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めます。また、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を支援します。
- ・新たに策定した「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策を実施します。
- ・各施設と小学校との連携の充実のため、カリキュラムの改善を図る検討会議を設置し、令和8年度末を目途に、幼保小接続の手引きを改訂します。また、引き続き、市町と連携した研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの待機児童解消には施設の整備や人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組みます。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・引き続き、放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、より多くの市町において、子どもたちが、放課後子ども教室を利用してさまざまな体験をすることができる機会が拡大するよう、市町が抱える課題の把握に努めるとともに、好事例を情報共有するなどの働きかけを行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度
予算額等	11,438	10,865	12,754	11,872
概算人件費	80	88	82	
(配置人員)	(9人)	(10人)	(9人)	

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	各県立文化施設において、魅力的な展覧会や公演、講座を開催したことにより、利用者数が増加するとともに、参加者の満足度も目標を上回りました。また、文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動についても積極的に取り組むことにより、県民の皆さんが文化にふれ親しむ環境づくりやさまざまな学習機会の充実が進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・文化の力で心豊かに活力ある三重の実現をめざし、「三重県文化振興計画」に基づき、県民の文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実などに取り組むとともに、文化団体等の活動への支援のあり方を検討するため、他県のアーツカウンシルの取組事例の調査や文化団体等の現状を把握するアンケート調査を実施しました。
- ・県総合博物館では、開館 10 周年記念として、三重ブランドにも認定され、古代から人々を魅了してきた真珠の企画展などを開催しました。また、県立美術館では、国内では珍しい数多くのスペイン美術を収集する長崎美術館と連携して、ピカソ、ダリなどのスペイン美術の魅力に迫る企画展などを開催しました。斎宮歴史博物館では、開館 35 周年を記念し、源氏物語と斎宮の深いゆかりを紐解いた企画展などを開催しました。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するとともに、開館 30 周年にあわせて、子どもから大人まで楽しめる企画に取り組むとともに、各県立文化施設が連携して、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しました。
- ・斎宮を核とした文化体験ルートをもとに、新たな文化体験コンテンツの構築など、斎宮の賑わい創出に向け取り組みました。また、新たに伊賀ルートや熊野ルートの設定を進めるとともに、SNS 等を活用した情報発信に取り組みました。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財の指定・登録等の措置、所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成支援、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信を行いました。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、関係市町の支援を行うとともに、文化財調査や報告書の刊行、講演会の実施等、気運醸成に取り組みました。
- ・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭りの魅力を伝える映像記録の作成および情報発信を行いました。また、子どもたちによる体験取材やワークショップを行い、その

成果を「みえ祭会議」で発表することで、無形民俗文化財について考える機会を創出しました。							
③ 学びとその成果を生かす場の充実							
・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しました。また、開館 30 周年記念にあわせて、生誕 380 年を迎える松尾芭蕉に関連した講座を開催しました。 ・県立図書館において、生涯学習センターの講座等に合わせブックリストの配布や関連図書の展示等を行うとともに、市町立図書館等と連携し、インターネットを利用した貸借サービスの提供等の取組を行いました。							
④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上							
・市町の社会教育関係者の取組を活性化させるネットワークの会員交流会を実施するとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しました。 ・鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設とするための改修を実施したことにより、令和7年3月末現在の延べ利用者数は98,172人となり年間目標を達成しています(R6 目標年間延べ利用者数 58,000人)。熊野少年自然の家については、照明設備のLED化や老朽化したフィールドアスレチックの撤去など、経年劣化に伴う施設の改修を実施することで、利用者にとって安全で快適になるよう施設の管理・運営を行いました。							

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度						①③④	
—	72.6%	73.6%	74.6%	103.1%	75.6%	76.6%	a
71.6%	75.5%	77.0%	76.9%		—	—	
県立文化施設の利用者数						①③	
—	84 万人	100 万人	130 万人	112.8%	130 万人	140 万人	a
70.5 万人	98.2 万人	104.0 万人	146.6 万人		—	—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数						②	
—	72 件	77 件	82 件	111.0%	87 件	92 件	a
67 件	79 件	117 件	91 件		—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・「三重県文化振興計画」に基づき、文化活動を行う個人や団体の発表の場としての県展等の開催や、活動の功績を表彰する「三重県文化賞」に取り組むとともに、専門家の助言を受けながら文化団体の支援のあり方について検討を行います。
- ・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成と文化活動の活性化を図るため、各県立文化施設において、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や魅力的な公演等を実施するとともに、アウトリーチによる展示や事業を実施します。
- ・県立美術館では、障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。
- ・三重の文化への理解を深めてもらうため、斎宮の文化体験コンテンツの充実などに取り組むとともに、県内の文化観光ルートの横展開を推進します。また、斎宮の歴史を感じながら周遊するための史跡公園整備に向け、整備計画策定に必要な発掘調査を実施するとともに、発掘調査によって解明の進んだ飛鳥・奈良時代の斎宮を広く知っていただくため、斎宮歴史博物館の展示改修の設計を実施します。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町の支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組めます。
- ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えるため、次代を担う子どもたちに対して、その魅力を体感できる取組や映像記録等を活用した情報発信を行い、未来の担い手育成につなげます。
- ・三重県が所有する貴重な文化財を適切に保管するため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫を新たに建設します。併せて、より広く文化財を公開するための展示設備等を設置します。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。
- ・県立図書館では、「三重県立図書館運営計画(令和7～10 年度)」に基づき取組を進めます。また、全県域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、新たに電子書籍の導入などデジタル化に取り組めます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組むことで、人づくりやつながりづくり、地域づくりを展開し、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」の実現に努めます。
- ・鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用し、より一層の利用者の拡大を図ります。熊野少年自然の家については、利用者にとって安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化に伴う施設の改修を計画的に実施します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度
予算額等	2,775	4,728	4,308	4,074
概算人件費	1,210	1,191	1,216	—
(配置人員)	(136 人)	(135 人)	(134 人)	—

報告 1

令和 8 年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施 要項について

令和 8 年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

令和8年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項

1 募 集

(1) 応募資格

ア 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和8年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和8年3月31日までにこれに該当する見込みの者

イ 再募集

一般選抜において定員を満たさなかった場合のみ実施する。

実施する場合は、三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページで告知する。

再募集を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業者又は令和8年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和8年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 再募集の募集人数は入学定員より一般選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
一般選抜	令和7年9月1日（月）から9月5日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）
再募集	令和7年12月15日（月）から12月19日（金）まで	9時から16時まで （締切日は9時から12時までとする。）

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

- (ア) 専攻科入学願書【様式1】
- (イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）
- (ウ) 専攻科受検票【様式3】
- (エ) 志願理由書【様式4】
- (オ) 最終出身学校長からの調査書

(カ) 返信用封筒(受検票返送用:宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。)

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は(カ)を省略することができる。なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

2 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 一般選抜

検査期日	令和7年9月16日(火)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査 (工業数理、機械または電気)
	10時10分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和7年9月24日(水) 9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(2) 再募集

検査期日	令和8年1月7日(水)	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から10時00分まで	学力検査 (工業数理、機械または電気)
	10時10分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和8年1月14日(水) 9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

3 その他

(1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校(〒510-0886 三重県四日市市日永東三丁目4番63号TEL:059-346-2331)に請求する。

なお、郵送希望者は、返信用封筒(宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと)を添えて請求する。

(2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

報告 2

令和 7 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について

令和 7 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

三重県教育委員会事務局
小中学校教育課長

令和7年度第1回三重県教科用図書選定審議会（書面決議）の結果について

1 書面決議日

令和7年4月25日（金）

2 会長・副会長の選出

会長…宮岡 邦任 委員（三重大学教育学部長）

副会長…長井 孝子 委員（津市立みさとの丘学園校長）

3 諮問

県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、一般図書の採択について諮問

【資料1】

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択基準
- ・ 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）

4 事務局からの説明

教科用図書採択制度と教科用図書選定審議会について

- ・ 教科書が使用されるまでの基本的な流れと教科書採択の仕組みの概要
- ・ 一般図書について

5 審議

(1) 教科用図書採択地区協議会規約例（案）について【資料2】

(2) 教科用図書採択地区における教科用図書の採択基準（案）について【資料3】

(3) 三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目（案）について【資料4】

(4) 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任について

※調査員は、採択事務が終了する8月31日までは非公開

<事務局からの説明の概要>

- ・ 教科書採択における公正確保を徹底する必要があること
- ・ 審議(1)各地区が採択地区協議会を開催する際に必要となる「採択地区協議会規約」を、例として県が示すこと
- ・ 審議(2)各地区において採択を行う際の基準となる採択基準を県が示すこと
- ・ 審議(3)調査員が調査を実施する際の項目を県が示すこと

<審議の概要>

○審議(1)(2)(3)(4)について意見、質問は無かった。

○審議の結果、審議(1)～(4)について、原案通りと決定された。【資料2～4】

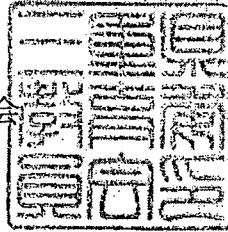
6 その他

令和7年6月20日に、第2回教科用図書選定審議会を開催する。

教委第 05-80 号
令和 7 年 4 月 25 日

三重県教科用図書選定審議会 御中

三重県教育委員会



次の事項について、理由を添えて諮問します。

学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について

(理由)

県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図ることを目的として、市町の教育委員会及び義務教育諸学校（公立を除く）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、援助等を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項及び同法施行令第 8 条の規定に基づき、下記事項についての調査審議を依頼するものである。

記

- ・ 教科用図書採択地区協議会規約例
- ・ 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択基準
- ・ 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の調査実施項目
- ・ 三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
- ・ 特別支援学級及び特別支援学校の小中学部用教科用図書選定に関する参考資料（増補版）

※ 関係法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 11 条第 1 項
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 8 条

審 議 資 料

審議（1）

教科用図書採択地区協議会規約例（案）

〇〇採択地区協議会規約

第一章 総則

（目的）

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、〇〇採択地区内の市町等（市町等の学校組合を含む。）立の小学校及び中学校等において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、〇〇採択地区協議会という。

（協議会を設ける市（町等）の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市（町等）の教育委員会（以下「関係市（町等）教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 甲市（町等）教育委員会
- 二 乙市（町等）教育委員会
- 三 丙市（町等）教育委員会

第二章 組織

（組織）

第4条 協議会は、委員〇人をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市（町等）教育委員会の教育長
- 二 関係市（町等）教育委員会がそれぞれ指名する関係市（町等）教育委員会の委員それぞれ1名
- 三 関係市（町等）教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- 四 教育に関し見識を有する者、保護者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 会長は、関係市（町等）教育委員会が協議して定めた市（町等）の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する委員をあらかじめ指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理することを原則とする。

第三章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市(町等)教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び三重県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市(町等)教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調

- 査員を置くことができる。
- 2 調査員は、協議会が種目ごとに○人委嘱する。
 - 3 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
 - 4 より幅広い視点からの意見を反映させ、調査研究の充実を図るため、調査員の中に保護者等を充てる。

第五章 議事録及び資料の公表

第14条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市（町等）教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第15条 協議会に要する費用は、各関係市（町等）の協議により決定した額について、関係市（町等）が負担する。

附則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

〔 備 考 〕

採択地区協議会規約運用方針

- 1 第5条、第13条関係
 - ・協議会の委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接利害関係を有しない者とする。
- 2 第4条、第5条関係
 - ・各市町等教育委員会が任命する協議会の委員の数は、市町等の実情に応じて原則として各2～4名程度とすること。
 - ・教育に関し見識を有する者、保護者は、市町等教育委員会がそれぞれ任命すること。保護者は、2名以上とすること。
- 3 第13条関係
 - ・調査員の数は、種目ごとに、教科用図書の発行種類数を考慮して6名以内とし、簡素な組織とすること。
 - ・調査員は、各教科に専門的見識を有し、かつ、地域において指導的立場にある者とし、関係市町等教育委員会教育長から候補者の推薦を受け、協議会が委嘱する。

学校教育法附則第９条の規定による教科用図書の採択基準（案）

学校教育法附則第９条の規定による教科用図書は、毎年採択替えを行うことができるが、採択にあたっては、十分な調査研究を実施し、児童生徒の教科の主たる教材としての内容を具備するとともに、教育上適切なものでなければならないので、次の事項に留意する。

- １ 学校教育法附則第９条の規定による教科用図書の使用は次の場合に限る。
 - （１） 特別支援学校の小中学部において使用するに適切な文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合
 - （２） 特別支援学校の小中学部において、重複障がいをもつ児童生徒について特別の教育課程を編成する場合に、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
 - （３） 小中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
- ２ 該当学年用の文部科学省検定済教科書の使用が不適当であるため、他の教科用図書の採択を行う場合は、次の順序による。
 - （１） 下学年用の文部科学省検定済教科書の使用が適当であるかどうか。
 - （２） 文部科学省著作教科書の使用が適当であるかどうか。
 - （３） 「一般図書一覧」の中の図書の使用が適当であるかどうか。
 - （４） 上記（１）、（２）、（３）のいずれも使用するに適当でない場合は、他の一般図書の中から適切なものを選択する。

学校教育法附則第９条の規定による教科用図書 調査実施項目（案）

目的

小中学校等の特別支援学級及び特別支援学校の小中学部の児童生徒が使用する学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の選定は、個々の児童生徒により心身の障がいの程度が異なっているため、専門的見地から慎重に検討したうえで行う必要がある。

そのため、該当諸学校における一般図書の選定について基本観点を示した参考資料を作成する。

項目	選定基準	基本観点
取扱内容	- 教育基本法に基づき、学習指導要領に定める教科の目標を達成する上において、より効果的である。 - 内容の選択及び扱いが、学習指導を進める上でより適切である。	- 教科の目標達成に必要な内容が含まれているか。 - 児童生徒の生活・経験や興味・関心への配慮がなされているか。 - 自主性や創造性、思考力の育成を図る内容が含まれているか。
内容の程度	内容の程度が、児童生徒の心身の発達段階に適合している。	- どの発達段階に適合するか。 (注１) - 心身の発達段階への配慮がなされているか。
構成・配列	内容の構成・配列が学習指導を進める上でより適切かつ効果的である。	系統性、発展性が考慮されているか。
分量	分量が学習指導を進める上でより適切かつ効果的である。	年間を通して使用できるか。
使用上の便宜	造本がより適切である。	- 印刷は、学習指導上、適切か。 - 用紙、製本は、学習指導上、適切か。 - 文字の大きさ、字間・行間は、学習指導上、適切か。
備考	- 上記の全ての基準や観点について、図書を使用する上で特に留意すべき点を記入する。 - 人権の扱いについても配慮する。 「備考」欄については、調査項目以外で特筆すべき事項を記入する欄としても使用する。	
	(注１) 発達のためやす - 表情や身振りで意思疎通する発達の段階 - 話し言葉を豊かにする発達の段階 - 書き言葉を習得する発達の段階 - 書き言葉によって思考できる発達の段階	

報告 3

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

(別紙)

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携し、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の構成委員について、この度の人事異動により、下記のとおり委員の任免を行いました。

補欠の委員の任期は、異動発令日から前任者の残任期間の令和7年9月30日までとなります。

記

団体名等	名前及び役職	
	解任	任命
三重県立 学校長会	よろい ひろし 萬井 洋	もり たけひと 森 健人
	久居農林高等学校長	菰野高等学校長
三重県 私学協会	おかじま よしのぶ 岡島 義信	つじ なるひさ 辻 成尚
	青山高等学校長	桜丘中学校・高等学校長
三重県 市町教育長会	たにぐち しゅういち 谷口 修一	さわだ つよし 澤田 剛
	伊賀市教育委員会教育長	伊賀市教育委員会教育長
三重県 市町教育長会	ふくおか よしひさ 福岡 佳久	こばやし しんいち 小林 真一
	大台町教育委員会教育長	多気町教育委員会教育長
児童相談所	やまぞえ きんや 山添 欽也	やまもと ち か お 山本 智佳央
	中勢児童相談所長	中央児童相談所長
津地方法務局	はまもと ひろのぶ 濱本 浩暢	やました ひろし 山下 浩史
	津地方法務局人権擁護課長	津地方法務局人権擁護課長
三重県警察	こうじ き あきよし 柑子木 亮吉	いつき りゅうじ 居附 竜司
	生活安全部少年課長	生活安全部少年課長
三重県 子ども・福祉部	にしざき すいせん 西崎 水泉	こん まさき 近 正樹
	三重県子ども・福祉部次長	児童虐待対策総括監

任期
令和7年4月1日
から
令和7年9月30日
まで

(委員名簿)

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期:令和7年4月1日~令和7年9月30日

	団体名等	委員名	所属・役職等	新規
有識者	学識経験者	わたなべ けんじ 渡邊 賢二	皇學館大学教授	
	三重弁護士会	いとう まさあき 伊藤 正朗	南新町法律事務所 弁護士	
	三重県公認心理師会・ 三重県臨床心理士会	まつもと たくま 松本 拓磨	三重県臨床心理士会	
学校	三重県 小中学校長会	かたおか ゆみ 片岡 弓	津市立 櫛形小学校長	
	三重県 小中学校長会	おさき みつる 尾崎 充	松阪市立 殿町中学校長	
	三重県立 学校長会	もり たけひと 森 健人	県立菰野 高等学校長	新
	三重県 私学協会	つじ なるひさ 辻 成尚	桜丘中学校・高等学校長	新
教育委員会	三重県 市町教育長会	さわだ つよし 澤田 剛	伊賀市教育委員会 教育長	新
	三重県 市町教育長会	こばやし しんいち 小林 真一	多気町教育委員会 教育長	新
児相	児童相談所	やまもと ちかお 山本 智佳央	中央児童相談所長	新
法務局	津地方法務局	やました ひろし 山下 浩史	津地方法務局 人権擁護課長	新
警察	三重県警察	いつき りゅうじ 居附 竜司	県警察本部 生活安全部少年課長	新
県	三重県 子ども・福祉部	こん まさき 近 正樹	県子ども・福祉部 児童虐待対策総括監	新
	教育委員会事務局	そうだ きよひろ 早田 清宏	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	

(参考)

1 根拠法令

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

（平成26年3月27日 三重県条例第6号）

2 委員数 15人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第3条）

3 任期 1年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第4条第2項）

4 設置日 平成26年7月1日

いじめ防止対策推進法（一部抜粋）（平成25年9月28日施行）

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例（一部抜粋）（平成26年3月27日施行）

（組織）

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

（委員）

第四条 委員は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

報告 4

令和 6 年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について

令和 6 年度全国高等学校選抜・選手権大会に係る入賞者について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和6年度全国高等学校選抜・選手権大会 上位成績一覧

<団体>

成 績	競 技 種 目	種 別	学 校 名
優 勝	登山 (スポーツクライミング)	男 子 学 校 別	近畿大学工業高等 専 門 学 校
3 位	テ ニ ス	男 子 団 体	四 日 市 工 業
5 位	ハ ン ド ボ ー ル	女 子 団 体	四 日 市 商 業
5 位	ソ フ ト テ ニ ス	男 子 団 体	三 重
5 位	卓 球	男 子 団 体	白 子
8 位	ロ ー イ ン グ	女子舵手付きクオドルプル	津 商 業

<個人>

成 績	競 技 種 目	種 別	氏 名	学 校 名
優 勝	新 体 操	ス テ ィ ッ ク	山 本 響 士 朗	高 田
優 勝	新 体 操	リ ン グ	山 本 響 士 朗	高 田
優 勝	新 体 操	ク ラ ブ	山 本 響 士 朗	高 田
優 勝	新 体 操	個 人 総 合	山 本 響 士 朗	高 田
優 勝	ウエイトリフティング	男子81kg級トータル	田 島 宗	四日市中央工業
優 勝	ウエイトリフティング	男子81kg級スナッチ	田 島 宗	四日市中央工業
優 勝	ウエイトリフティング	男子81kg級クリーン&ジャーク	田 島 宗	四日市中央工業
2 位	新 体 操	ロ ー プ	山 本 響 士 朗	高 田
3 位	テ ニ ス	男子個人シングルス	義 基 耀	四 日 市 工 業
3 位	ウエイトリフティング	男子73kg級クリーン&ジャーク	高 野 海 翔	四日市中央工業
3 位	ウエイトリフティング	女子45kg級トータル	伊 阪 愛 里	鈴 鹿
3 位	ウエイトリフティング	女子45kg級スナッチ	伊 阪 愛 里	鈴 鹿
3 位	ウエイトリフティング	女子45kg級クリーン&ジャーク	伊 阪 愛 里	鈴 鹿
3 位	レ ス リ ン グ	男 子 5 5 k g 級	山 口 謙 心	いなべ総合学園
3 位	少 林 寺 拳 法	自 由 組 演 武	安 田 琴 音 安 田 裕 音	四 日 市 四 郷
4 位	ウエイトリフティング	男子73kg級トータル	高 野 海 翔	四日市中央工業
5 位	ウエイトリフティング	男子73kg級スナッチ	高 野 海 翔	四日市中央工業
5 位	ウエイトリフティング	男子73kg級クリーン&ジャーク	真 弓 奏 汰	亀 山
5 位	フェ ン シ ン グ	男 子 フ ル ー レ	伊 藤 匠 吾	鈴鹿工業高等 専 門 学 校
5 位	ボ ク シ ン グ	女子ライトフライ級	山 際 奏 媛	明 野
6 位	登山 (スポーツクライミング)	男 子 総 合	杉 本 侑 翼	近畿大学工業高等 専 門 学 校
6 位	ウエイトリフティング	男子73kg級トータル	真 弓 奏 汰	亀 山
7 位	自 転 車 競 技	4 km 速 度 競 走	森 下 圭 祐	三 重
8 位	体 操 競 技	男 子 平 行 棒	金 澤 祐 二 朗	暁
8 位	ウエイトリフティング	男子89kg級トータル	西 田 蒼 来	亀 山
8 位	ウエイトリフティング	男子89kg級スナッチ	前 川 デ ィ ッ プ	亀 山

報告 5

令和 7 年度第 7 5 回三重県高等学校総合体育大会の開催について

令和 7 年度第 7 5 回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

令和7年度第75回三重県高等学校総合体育大会実施要項

- 1 主 催 三重県教育委員会、三重県高等学校体育連盟、三重県関係競技団体
- 2 主 管 三重県高等学校体育連盟当該専門部
- 3 後 援 公益財団法人三重県スポーツ協会
- 4 開催期日 令和7年5月30日(金)～6月1日(日)
(ただし、一部種目は別日程にて開催。種目別競技日程一覧 参照)
- 5 開催場所 県内各地(種目別競技日程一覧 参照)
- 6 参加資格 三重県高等学校体育連盟に加盟している三重県内の高等学校の生徒及び別途参加を認めた生徒とする。
- 7 準備委員会 県高体連本部役員、県高体連各競技専門部
- 8 本 部 県立稲生高等学校内 高体連事務局 TEL:059-380-2500
FAX:059-380-2501
- 9 記録報告 各専門部から本部に報告
- 10 採点方法 ①総合得点により、総合成績を決定する。
②同点の場合は1位の数によって決定する。
③種目別得点
*全種目において参加点(地区予選含む)1点を与える
*1位(11点) 2位(9点) 3位(7点) 4位(6点) 5位(5点) 6位(4点)
7位(3点) 8位(2点) 参加点1点(地区予選を含む)
*3・4位及び5・6・7・8位を決定しない場合は、それぞれの合計得点を等分する。
*冬季競技種目の得点については前年度の種目順位別得点とする。
*参加校が1校の場合の得点は参加点(1点)のみとする。
- 11 表 彰 総合成績全日制男女別、定通制男女別に総合優勝校に持ち回り優勝旗、優勝杯、優勝盾を授与し、全日制では6位まで、定通制では3位までに県教育委員会及び高体連から賞状と高体連から盾を授与する。
期 日 令和7年7月15日(火)
場 所 三重県総合文化センター 多目的ホール

令和7年度第75回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(全日制)

種目名	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場	雨天決行
2 水泳	6月21日(土)、22日(日)	水球: 6/21 競泳: 6/21, 22 飛込: 6/22 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場	〃
3 体操	5月30日(金)、31日(土)	新体操: 5/30 三重県営サンアリーナ 体操: 5/30, 31 三重県営サンアリーナ	〃
4 野球	4月12日(土)、13日(日)、19日(土) 20日(日)、26日(土)、27日(日)	津市、松阪市、伊勢市 各野球場	春季大会を 充てる
5 軟式野球	4月19日(土)、20日(日)、27日(日)、29日(火) 5月30日(金)	4/19, 20, 29 石垣池公園野球場、4/27 桜の森公園野球場 5/30 ドリームオーシャンスタジアム	雨天順延
6 テニス	4月12日(土)、13日(日)、26日(土)、27日(日)、29日(火) 5月3日(土)、30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	個人戦: 4/12, 13, 26, 27, 29, 5/3 各地区テニスコート、四日市テニスセンター 団体戦: 5/30, 31, 6/1 四日市テニスセンター	雨天決行
7 ソフトテニス	5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	個人戦: 5/30, 31 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場、伊勢市営庭球場 団体戦: 6/1 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 庭球場	雨天順延
8 卓球	4月19日(土)、20日(日)、26日(土) 5月3日(土)、5月31日(土)、6月1日(日)	個人戦: 4/19, 20, 26, 5/3 三重交通G スポーツの杜 伊勢 他 団体戦: 5/31, 6/1 三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館	雨天決行
9 サッカー	5月3日(土)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日) 24日(土)、30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	男子: 5/3, 10, 17, 24 県内各地 5/30, 6/1 四日市市中央陸上競技場、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 女子: 5/11, 18, 24 県内各地 5/30 会場未定 5/31, 6/1 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	〃
10 バレーボール	5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	安濃中央総合公園内体育館 他	〃
11 バスケットボール	4月19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)、29日(火) 5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	4/19, 20, 26, 27, 29 各地区高校体育館 5/30, 31, 6/1 ベルウイングアリーナ(名張市総合体育館)、名張高校、亀山高校、白子高校	〃
12 ソフトボール	5月31日(土)、6月1日(日)	男子: 亀山市東野公園ソフトボール場 女子: 熊野市山崎運動公園 くまのスタジアム 他	雨天順延
13 ハンドボール	5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	5/30, 31 四日市市総合体育館他 6/1 員弁運動公園体育館	雨天決行
14 バドミントン	5月3日(土)、4日(日)、5日(月)、6日(火) 5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	個人戦: 5/3, 4, 5, 6 三重県営サンアリーナ(メイン・サブ)、AGF鈴鹿体育館 他 団体戦: 5/30, 31, 6/1 三重県営サンアリーナ(サブ)	〃
15 ラグビー	5月17日(土)、24日(土)、30日(金)	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	〃
16 相撲	5月31日(土)	宇治山田商業高校	〃
17 柔道	5月31日(土)、6月1日(日)	ベルウイング武道交流館(名張市武道交流館)	〃
18 剣道	5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	亀山市西野公園体育館	〃
19 弓道	4月19日(土)、26日(土) 5月31日(土)、6月1日(日)	4/19, 26 三重武道館、鈴鹿市武道館、神宮弓道場 5/31, 6/1 鈴鹿市武道館	〃
20 登山	5月31日(土)、6月1日(日)	三重郡菟野町: 朝明茶屋キャンプ場、朝明溪谷、釈迦ヶ岳周辺登山道	〃
21 ウエイトリフティング	5月31日(土)、6月1日(日)	亀山高校	〃
22 レスリング	5月23日(金)、24日(土)、25日(日)	四日市四郷高校	〃
23 自転車競技	4月12日(土)、27日(日)、5月25日(日)	ロード: 4/12 松阪市中部台運動公園 トラック: 4/27, 5/25 四日市市競輪場、松阪競輪場	〃
24 ヨット	5月31日(土)、6月1日(日)	伊勢湾海洋スポーツセンター(津ヨットハーバー)	雨天順延
25 ローイング	5月31日(土)、6月1日(日)	奥伊勢湖漕艇場	雨天決行
26 フェンシング	5月31日(土)、6月1日(日)	海星高校	〃
27 ホッケー	実施無し		〃
28 ボクシング	5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	久居農林高校	〃
29 空手道	5月30日(金)、31日(土)、6月1日(日)	5/30, 31 ヤマモリ体育館、6/1 津市久居体育館	〃
30 なぎなた	6月1日(日)	高田高校	〃
31 アーチェリー	5月31日(土)	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	〃
32 カヌー	5月31日(土)	伊坂ダム	〃
33 スキー	R8, 1月11日(日)、12日(月)	岐阜県ほおのき平スキー場	〃
34 ボウリング	5月25日(日)	鈴鹿グランドボウル	〃
35 ゴルフ	5月26日(月)、27日(火)	白山ヴィレージゴルフコース	〃
36 ライフル射撃	5月31日(土)	三重県営ライフル射撃場	〃
37 馬術	5月31日(土)	高田学苑 馬術競技場	〃

令和7年度第75回三重県高等学校総合体育大会種目別競技日程一覧(定通制)

種目名	開催期日	会場	備考
1 陸上競技	6月8日(日)	四日市市中央陸上競技場	雨天決行
2 軟式野球	6月1日(日)	未定	雨天順延
3 ソフトテニス	5月18日(日)	みえ夢学園高校	〃
4 卓球	6月1日(日)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 体育館別館	雨天決行
5 サッカー	実施無し		〃
6 バレーボール	6月8日(日)	久居農林高校	〃
7 バスケットボール	6月8日(日)	みえ夢学園高校	〃
8 バドミントン	5月31日(土)	北星高校	〃
9 柔道	5月31日(土)	ベルウイング武道交流館(名張市武道交流館)	〃